

# 奥州市水道料金収納等業務委託公募型プロポーザル実施要綱

(令和 7 年 8 月 25 日市長決裁)

## 1 目的

この要綱は、奥州市水道料金収納等業務委託（以下「本業務委託」という。）について、事務の効率化と利用者サービス等の一層の向上を図るため、水道料金及び下水道使用料等（以下「水道料金等」という。）の検針、収納等に関連する業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するために、必要な事項を定める。

## 2 委託業務概要

### (1) 委託業務名

奥州市水道料金収納等業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務執行場所

本業務は、次の場所において委託業務を実施するものとし、奥州市水道事業給水条例（平成18年奥州市条例第300号）第2条に規定する区域をその対象とする。

#### ア 水道の使用開始受付、料金関係

奥州市水沢字横町95番地 メイプル西館 2 階 上下水道部お客様センター

#### イ 給水装置関係

奥州市江刺大通り 1 番 8 号 奥州市役所江刺総合支所 3 階 上下水道部水道課

### (3) 本業務の対象となる水道料金等

#### ア 水道料金

#### イ 水道分岐負担金

#### ウ 下水道使用料

#### エ 農業集落排水施設使用料

#### オ 市営浄化槽使用料

#### カ 汚水処理施設使用料

#### キ 給水装置工事に係る設計審査手数料

#### ク 給水装置工事に係る工事検査手数料

#### ケ 給水装置工事事業者指定手数料

#### コ その他諸収入（証明手数料、雑収益など奥州市が指定する各種収入金）

### (4) 本業務の委託範囲

#### ア 受付業務（電話及び来客者等の対応）

#### イ 検針業務（再調査を含む。）

#### ウ 給水装置管理業務

#### エ 給水装置工事管理業務

#### オ 給水台帳管理業務

#### カ 指定給水装置工事事業者管理業務

#### キ 水道メーター管理業務

- ク 水道メーター取替業務（検定期限満了水道メーターの取替作業を除く。）
- ケ 調定及び更正の資料作成並びに報告業務
- コ 収納及び滞納整理業務
- サ 開栓及び閉栓業務
- シ 情報システム処理業務
- ス その他アからセに附帯する業務で、奥州市が必要に応じて指示する業務

(5) 委託期間

委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(6) 準備期間等

契約締結日から令和8年3月31日までの期間は準備期間とする。なお、当該期間における準備に係る業務執行場所は受託者が確保するものとし、当該期間に要する経費（研修及び情報システム処理業務に係るデータの移行等を含む。）は、受託者の負担とする。

(7) 本業務委託に係る委託料の提案見積上限額

委託期間の総額 1,060,750,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものである。また、提案見積金額は、この上限額を超えてはならない。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単独事業者及び共同企業体とし、各々次に規定する条件をすべて満たすものとする。

(1) 単独事業者での参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 参加申込み時点において、奥州市の令和7・8年度役務・賃貸等に係る入札参加資格者名簿に登録していること。

エ 参加申込み時点において、奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成18年奥州市告示第72号）及び奥州市物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年奥州市告示第5号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

オ 国税及び地方税に滞納がない者であること。

カ 本業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。

キ 常時雇用関係があり、かつ、公共料金収納業務について2年以上の実務経験を有する業務責任者及び水道法（昭和32年法律第177号）に基づく給水装置工事主任技術者の資格を有する者を配置できること。

ク 個人情報の漏えい、滅失、毀損又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保

護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

ケ 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）に基づく奥州市暴力団等排除措置要綱（平成27年奥州市告示第26号）第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 共同企業体での参加資格要件

ア 自主結成であり、3者以下の共同企業体とし、特定共同企業体協定書（様式第1号）に準じた協定を締結していること。

イ 代表事業者を定めていること。この場合、構成員中で出資割合が最も大きい者を代表者とする。

ウ 構成員は、いずれも(1)アからオまで、ク及びケの条件を満たす者であること。

エ 構成員のいずれかが(1)カ及びキの条件を満たす者であること。

オ 構成員は、本業務に関して当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものであること。

カ 構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として、プロポーザルに参加していないこと。

キ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次に掲げる構成員数に応じた割合以上でなければならない。

2者の場合 30パーセント

3者の場合 20パーセント

4 参加申込み手続き等

プロポーザルの手続きの開始は、奥州市公告式条例（平成18年奥州市条例第3号）別表に規定する掲示場において公告するとともに、奥州市上下水道部ホームページにより公表する。

(1) 参加申込みの手続き

参加申込みをする事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル参加申込書（様式第2号）に必要書類を添付のうえ、提出期限までに奥州市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第2号）

参加申込書等の様式は、奥州市上下水道部ホームページからダウンロードすること。

上下水道部ホームページ <http://www.city.oshu.iwate.jp/site/suidou/>

イ 「3 参加資格(1)ア、イ及びケ」に該当しない者である旨の誓約書（様式第3号）

ウ 会社概要関係書類

所在地（本社）、資本金、従業員数、社歴、業務内容、賞罰及び訴訟の有無及び履歴（過去5箇年分）を確認できること

※履歴事項全部証明書（登記簿謄本）を必ず添付すること。

エ 財務状況関係書類

直近 2 箇年分の会計年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）

オ 労働条件関係書類

労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの

- ・就業規則
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条の時間外及び休日労働に関する協定書

カ 必要資格関係書類

必要資格について確認できるもの

- ・配置予定の業務責任者が資格要件を満たすことを証明できる書類
- ・配置予定の給水装置工事主任技術者が資格を有することを証明する書類

キ 賠償保険加入状況関係書類

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの

- ・保険証書の写し等

ク 類似業務受託実績表（様式第 6 号）

受託先、受託内容、受託年数等について最低過去 3 箇年分

ケ 類似業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類

コ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

サ 個人情報保護、環境方針及び情報セキュリティ及び I T サービスマネジメントシステムに係る認証の取得状況及び取組内容等が確認できるもの（例：I S O 27001等）

シ 特定共同企業体協定書（様式第 1 号）

※共同企業体による参加の場合に限る。

(3) 提出期間

令和 7 年 8 月 26 日（火）から同年 9 月 11 日（木）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）までの午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 提出先

奥州市上下水道部経営課

(5) 提出方法

電子メール（オンラインストレージを含む。）、持参又は郵送とする。なお、電子メールの場合は提出した旨を提出日の午後 5 時までに電話連絡することとし、郵送の場合は配達証明郵便によることとし、提出期限日の午後 5 時までに奥州市役所江刺総合支所に到着したものに限る。

5 参加資格の確認及び結果通知

- (1) プロポーザルへの参加資格について、参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に対し、「3 参加資格」に基づき資格の確認を行う。
- (2) 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対

し、プロポーザル参加要請書（様式第4号）により、参加を要請するものとする。

- (3) 確認の結果、参加申込事業者がプロポーザルへの参加資格を有しないと認められた場合は、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知するものとする。

## 6 受託候補者の選定方法

### (1) 審査委員会の設置

本業務の受託候補者選定にあたり、プロポーザルによる業務提案の内容を評価するため、上下水道部内に奥州市水道料金収納等業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (2) 評価基準及び審査

審査委員会は、プロポーザルへの参加要請を行った事業者（以下「参加事業者」という。）のうち、提案見積金額が提案見積上限額を超えていない者に対し、業務提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容並びに提案見積金額について、別に定める「奥州市水道料金収納等業務委託公募型プロポーザルによる事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）に基づき、評価及び採点を行う。

### (3) 受託候補者の選定

ア 前記の評価及び採点により、評価基準総合点が最も高い参加事業者を受託候補者として選定する。ただし、評価基準総合点が最低評価基準（180点以上）を満たさない場合は、「該当者なし」とする。

イ 評価基準総合点は、評価項目ごとに審査委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。なお、小数点以下の端数があるときは、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位までとする。

ウ 評価基準総合点が最も高い参加事業者が2者以上あるときは、選定基準の別表中「委託業務に関する項目」の評価点数が上位の者を受託候補者として選定する。

エ 応募者が1者の場合であっても評価及び採点を行い、評価基準総合点がアの最低評価基準を満たす場合は、受託候補者として選定する。

オ アの最低評価基準を下回った場合は、応募した参加事業者に対し提案内容の見直しを求め、再度のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、当基準を達成した場合に受託候補者としてすることができる。

カ 審査結果は、奥州市上下水道部ホームページにより公表するものとする。

## 7 業務提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施に係る提案書等を作成のうえ、次のとおり提出すること。

### (1) 提出書等

ア 業務提案書

(ア) 印刷物 正本1部、副本8部（様式第9号を含む。）

(イ) 電子データを保存したCD-R又はDVD-R 1枚

- イ 提案見積書（様式第 7 号） 1 部
- ウ 提案見積金額に係る積算内訳書（様式第 7 号付属資料） 1 部
- エ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 8 号） 1 部

(2) 提出期間

令和 7 年 10 月 3 日（金）から同月 17 日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までの午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出場所

奥州市上下水道部経営課

(4) 提出方法

参加事業者による持参を原則とする。持参以外の方法で書類等を提出する場合は、事前に奥州市上下水道部経営課（0197-34-1516）に連絡すること。

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿って作成すること。

- ア 会社概要及び財務状況
- イ 業務体制及び業務執行計画
- ウ 地域貢献（経済・雇用・見守り活動等）に対する考え方
- エ 受付業務に対する考え方
- オ 検針業務に対する考え方
- カ 給水装置管理業務に対する考え方
- キ 給水装置工事管理業務に対する考え方
- ク 給水台帳管理業務に対する考え方
- ケ 指定給水装置工事事業者管理業務に対する考え方
- コ 水道メーター管理業務に対する考え方
- サ 水道メーター取替業務に対する考え方
- シ 調定及び更正の資料作成並びに報告業務に対する考え方
- ス 収納及び滞納整理業務に対する考え方
- セ 開栓及び閉栓業務に対する考え方
- ソ 情報システム処理業務に対する考え方
- タ 研修体制に対する考え方
- チ 個人情報保護に対する考え方
- ツ 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
- テ その他の業務提案

(6) 業務提案書作成上の留意事項等

ア 業務提案書の表紙には業務提案書（様式第 9 号）を使用し、事業者名（業務提案書正本の表紙にのみ記載すること。）、提出日付、業務提案書ごとの通し番号を記入のうえ、ページの最初に目次を付け、各ページに番号を記入し、提出部数ごとに綴って提出すること。

イ 業務提案書等の作成にあたっては、日本語を使用し、日本産業規格 A 4 版縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじにすること。なお、A 3 版を使用する場合は折

つづりとすること。

ウ 業務提案書の内容に事業者名及び金額は記載しないこと。

エ 電子記憶媒体のみでの提出は認めない。

オ 業務提案書等の提出は、参加事業者につき1件のみとする。

カ 業務提案書等の著作権は、それぞれの製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製することがある。

キ 業務提案書の提出期限日以降の書類の差替え、追加及び再提出については、一切認めない。

ク 提出されたすべての書類は、返却しない。

ケ 業務提案書作成に係る費用については、参加事業者の負担とする。

(7) 提案見積書及び積算内訳書作成上の留意事項

ア 提案見積書には、各年度の積算内訳書を添付し、業務提案書とは別に厳重に封かんのうえ、提出すること。

イ 提案見積金額には、本業務の委託期間全体の5年間に要する費用を積算し、総額（消費税及び地方消費税を除く。）で記入すること。

ウ 提案見積書において、明確な根拠のない年度ごとの差異は認めない。

8 質問の受付等

(1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザル参加に関する質問書（様式第10号）により質問内容を電子メールで提出すること。なお、着信確認は、送信者の責任で行うこと。

(2) 提出期間は、令和7年9月17日（水）から同月29日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までの午前9時から午後5時まで

(3) 質問に対する回答については、他の参加事業者からの質問への回答も併せて、すべての参加事業者に対し、随時行うこととする。

9 プロポーザル参加の辞退

プロポーザルの参加を辞退する場合（業務提案書を提出しない場合）は、プロポーザル参加辞退届（様式第14号）を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年10月17日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

奥州市上下水道部経営課

(3) 提出方法

電子メール又は持参とする。なお、電子メールの場合は、提出した旨を提出日の午後5時までに電話連絡すること。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等が提出された後、審査委員会において、参加事業者ごとにプレゼンター

ションを実施し、選定基準の評価項目により審査を行うものとする。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第11号）により通知することとする。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは各参加事業者30分以内とする。また、プレゼンテーション終了後にヒアリングを30分程度行う。

(3) 実施方法

ア 自由形式とし、参加事業者ごとに行う。

イ 希望する参加事業者は、電子機器を用いて行うことができる。その際、参加事業者名が判別できるものは除くこと。

ウ プレゼンテーションで使用する機器のうちスクリーン以外は、参加事業者において用意すること。（スクリーンは奥州市上下水道部で用意する。）

(4) 業務提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

(5) 出席人数は、業務提案書の内容を熟知している3名までとする。

(6) プレゼンテーションに要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。

11 受託候補者の決定及び結果通知

(1) 市長は、審査委員会からの審査結果の報告を受け、受託候補者を決定する。

(2) 受託候補者に決定した参加事業者に対し、プロポーザル選定結果通知書（様式第12号）を送付する。

(3) 受託候補者に選定されなかった参加事業者に対し、プロポーザル非選定結果通知書（様式第13号）を送付する。

(4) 選定されなかった参加事業者は、(3)の通知の日の翌日から起算して7日以内限り、非選定結果について書面により説明を求めることができる。提出方法は、電子メール、持参、郵送又はファクシミリとする。ただし、当該事業者の評価基準総合点及び順位に限り書面にて回答するものとする。

(5) 審査結果の通知及び公開については、奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）及びプロポーザル方式による事業者選定に係る情報公開基準（平成29年市長決裁）により行うものとする。

12 プロポーザルにおける<sup>かし</sup>瑕疵及び失格要件

(1) プロポーザルにおける<sup>かし</sup>瑕疵

ア プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に<sup>かし</sup>瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を審査委員会が審査し、その取扱いについて決定する。

イ 審査委員会は、必要に応じて参加事業者に対し、その<sup>かし</sup>瑕疵についてヒアリングを行うことができる。

ウ アの<sup>かし</sup>瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損

なう恐れがあると認められる場合は、既に決定した事項を取消することができる。

(2) 失格要件

参加事業者又は決定した受託候補者が、次に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取消し、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本業務委託契約締結前に「3 参加資格」に規定する資格要件を欠く者となった場合

ウ プロポーザルの公正な執行を妨げるような不正行為が認められた場合

13 契約手続き

(1) 受託候補者と、業務提案書の内容を基本として、契約金額等契約条件について協議を行い、契約を締結する。

(2) 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。なお、契約を行わない場合、市長は経費の補償等を一切行わない。

(3) 受託候補者が本業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合は、プロポーザル審査結果において次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であった者から順に本業務委託の交渉を行うことができる。

(4) 受託者は、本業務委託契約の締結と同時に、以下に記載するもののうち1つを本業務委託契約の保証として付すこと。

ア 契約保証金の納付（契約金額の10分の1）

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行の保証

エ 本業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14 その他

(1) 各関係法令等の遵守

ア 参加事業者は、プロポーザルへの参加により、この実施要綱を遵守することを誓約するものとみなす。

イ 参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに<sup>か</sup>疵がある場合に準じて取り扱うこととする。

(2) 提出書類の開示

提出された書類については、条例に基づいて行われる開示請求等に係る開示対象文書として取扱うことを原則とする。なお、提出された書類に非開示を求める部分がある場合には、具体的な理由を明記した文書（任意様式）を書類提出時に併せて提出すること。

(3) 異議申立て

プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。

15 問合せ先及び書類提出先

〒023-1192 岩手県奥州市江刺大通り 1 番 8 号

奥州市上下水道部経営課

電話 0197-34-1516

ファクシミリ 0197-35-7201

メールアドレス [jougesuikeiei@city.oshu.iwate.jp](mailto:jougesuikeiei@city.oshu.iwate.jp)

別紙

プロポーザル日程表

|    | 内 容                          | 実 施 日 程                                       |
|----|------------------------------|-----------------------------------------------|
| 1  | 参加募集の公告                      | 令和 7 年 8 月 26 日（火）                            |
| 2  | 参加申込書等の提出期間                  | 令和 7 年 8 月 26 日（火）から<br>令和 7 年 9 月 11 日（木）まで  |
| 3  | 参加要請書又は参加資格確認結果の通知           | 令和 7 年 9 月 17 日（木）まで                          |
| 4  | 業務提案書等の作成に係る質問書の提出<br>期間     | 令和 7 年 9 月 17 日（木）から<br>令和 7 年 9 月 29 日（月）まで  |
| 5  | 質問書への回答                      | 令和 7 年 10 月 1 日（水）まで                          |
| 6  | 業務提案書及び提案見積書の提出期間            | 令和 7 年 10 月 3 日（金）から<br>令和 7 年 10 月 17 日（金）まで |
| 7  | 審査委員会による業務提案書等の確認            | 令和 7 年 10 月下旬                                 |
| 8  | 業務提案書に係るプレゼンテーション<br>及びヒアリング | 令和 7 年 11 月中旬（別途通知）                           |
| 9  | 審査委員会による審査<br>（受託候補者の選定）     |                                               |
| 10 | 選定結果の通知                      | 令和 7 年 12 月初旬（別途通知）                           |
| 11 | 契約内容に関する詳細打合せ                | 令和 7 年 12 月上旬から                               |
| 12 | 契約締結                         | 令和 7 年 12 月下旬                                 |
| 13 | 準備期間                         | 契約締結日から<br>令和 8 年 3 月 31 日（火）まで               |
| 14 | 業務開始                         | 令和 8 年 4 月 1 日（水）                             |

※注意点

- ア すべての提出期間には、土曜日、日曜日及び祝日を含まない。
- イ 提出期間における受付時間は、いずれも午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ウ 書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行うこと。
- エ 持参以外の方法で書類等を提出する場合は、事前に奥州市上下水道部経営課へ電話連絡（0197-34-1516）すること。
- オ 日程は、応募の状況等により変更となる場合がある。